

学生および保護者 各位

令和7年3月

明石工業高等専門学校  
学生課教務学生チーム

## 令和7年度前期授業料免除の申請について

標記のことについて、令和7年度前期授業料免除の申請を受け付けます。下記をご確認いただき、該当する場合は、学校への申出期限までに裏面に記載の本校学生課教務学生チーム（学生担当）宛にメールでご連絡ください。準備ができ次第、申請手続きに必要な書類を配布いたします。

記

制度	対象者	認定基準	免除額	学校への申出期限(厳守)
1. 高等教育の修学支援新制度 (授業料減免と日本学生支援機構給付奨学金をあわせて受給できる制度)	新4年生 新5年生 新専攻科生	申請者本人および生計維持者が住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯  ※多様な家族形態があることから、詳細については、裏面の日本学生支援機構進学資金シミュレーターより家計状況を入力いただき、支援対象に該当されるかご確認ください。 ※学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。	世帯の収入に基づく認定区分に応じた授業料減免額	5月7日(水)
2. 高等教育の修学支援新制度 家計急変採用 (予期できない事由により家計が急変した世帯を対象に授業料減免と日本学生支援機構給付奨学金をあわせて受給できる制度)	新4年生 新5年生 新専攻科生	以下をご確認ください。 <u>日本学生支援機構ホームページ</u> 	世帯の収入に基づく認定区分に応じた授業料減免額	事由発生から3ヶ月以内

### 【参考】

- 修学支援新制度（文部科学省ホームページ）



- 日本学生支援機構進学資金シミュレーター



〈裏面に続く〉

## 令和7年度前期授業料免除の申請について

制度	対象者	認定基準	免除額	学校への申出期限(厳守)
3. 国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等による場合、災害特例による場合、その他の場合）	全学年	<p>(1) 授業料の免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあっては4月1日、後期の授業料にあっては10月1日）前6月以内（入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金制度の36ヶ月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者</p> <p>(3) 高等学校等就学支援金制度の対象とならない者で、授業料の免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合</p> <p>(4) 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により就学支援金による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者</p> <p>(5) その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合</p>	<p>授業料の全額又は半額</p> <p><b>※1年生～3年生は、高等学校等就学支援金の認定額との差額分が免除となります。</b></p>	5月7日（水）

### 【奨学金について】

奨学金のご案内については、随時本校ホームページ(下記のQRコード参照)の更新および学生玄関に掲示しておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。



### 【お問合せ先】

〒674-8501 明石市魚住町西岡 679-3

明石工業高等専門学校 学生課教務学生チーム (学生担当)

TEL : 078-946-6046 E-mail : gakusei.jim@akashi.ac.jp